

共生・公正・創造



ユニオン・EYE

<http://www1a.biglobe.ne.jp/jrtu-EWU>

ジェイアール東日本労働組合
〒108-0014 東京都港区芝5丁目33番36号
TEL(NTT)03-3453-2107 (JR)057-2290
発行者/今井 伸 編集者/平 憲治

「革マル派最高幹部」松崎明が逮捕される日

週刊現代4月16日発売号 その2

『週刊現代』が、今一番注目されている松崎明のXデーについて4月16日発売号で明らかにした。本紙は筆者の了解を得て、興味深いこの事実を2回にわけて紹介することとした。

「妖怪」松崎氏への捜査が 山場を迎えている

警視庁は佐藤とともに、この二人も送検したのだが、なぜか「主犯」である松崎の送検は見送られた。「今回、公安部が3人を送検したのは、業務上横領罪の公訴時効（7年）が近づいていたからです。しかし、松崎は 00年から 07年の間、頻繁に海外に渡航していました。国外滞在機関は時効が停止するため、松崎の時効までには、少なくとも年内いっぱい時間が残されているのです。公安部は、あくまでも、“松崎逮捕”を目指し、捜査を継続しています。だからこそ、今回の書類送検から松崎だけを外したのです。」（警視庁関係者）

現在、警視庁は、この「ハワイルート」と並行して、別の事件での松崎逮捕も狙っているという。それが、前述の、佐藤容疑者の孀恋の別荘に関する横領容疑だ。「佐藤容疑者は 00年6月、鉄福名義の口座から約1億5000万円を引き出し、一部を別荘の購入代金などにあてたとされています。しかしこの口座からは約7000万円が、松崎の個人名義の口座にも振り込まれていました。このため公安部では、この事件の松崎の関与も調べています。この『孀恋ルート』も、今年6月末には時効を迎えます。警視庁では現在、急ピッチで捜査を進めています」（同前）

前出の元JR東労組幹部・小林氏はこう語る。「4万9000人の組合員が納めた組合費を着服、横領し、別荘を買っていたにもかかわらず、なぜ松崎氏は逮捕されないのでしょうか。私には、それが不思議でなりません」警視庁はいつ、松崎を逮捕するのか。日本の捜査機関の“真の実力”が問われている。

